

---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第14、議案第81号 松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第81号は、松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（関 唯彦君） 今までずっとしゃべらなってきたんですけど、ちょっとお伺いします。実際5パーセントから8パーセントになるというより、だいたい3パーセント分よりだいぶ安くしているような・・・、だいたいというわけではありませんけれども、計算すると、安くしているような感じになっていますけれど、その辺で実際はどのくらいの金額になるのか、ちょっと教えていただけますか。なんでこういう半端な・・・。言っている意味はわかるでしょうか。

○生活環境課長（齊藤昌幸君） 関議員のご質問でございますけれども、なにか半端でということでございますけれども、1万円という金額、改正前の1万円の金額は5パーセントを含んだ金額でございます。これを5パーセントで割り戻しますと、いわゆる税抜き料金でございますけれども、9524円、これが我われ温泉会計の方がいただく手取り料金になります。これに対して1.08、いわゆる8パーセント、9524円×1.08をしますと1万286円という、申し訳ございませんが、半端な金額になりますけれども、税率は適正、そのままズバリ適用させていただいた金額が1万286円ということで、確かに1万円から3パーセントアップすると1万300円になるかと思うわけですが、元の税抜き価格からの1.08の計算ということでご理解いただきたいと思っております。

○7番（関 唯彦君） 元が9524.いくつとなるんですかね。9524円で消費税を入れると1万285.92円ですよね。ですから、普通だったら、切り捨てで285円、1円下げるとというのが普通じゃないのかなと思うんですけど、切り上げになっちゃうんですか、これは。その辺をちょっと。

○生活環境課長（齊藤昌幸君） 確かに、ズバリそのまま計算すると、5.何円という形になりま

す。ですけれども、税抜き料金 9524 円を確保するためには 1 万 286 円という形で計算をしないと消費税計算が合わなくなってしまうので、すみませんけれど、この手取り料金だけは確保させていただきたいという形になります。以上です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に反対いたします。

理由は水道料金の時と同じで、消費税 8 パーセントということに賛成ではありませんので、反対するわけですが、非常に忠実に 8 パーセントで数値は出していることだけは評価はいたします。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○5番（高柳孝博君） 本案に賛成します。

本案は消費税の 5 パーセントからのアップに伴うものでありまして、この消費税のアップをしない場合には、手取り料金が減ることになりまして、さらに温泉会計を圧迫するというところでありますので、賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第 81 号 松崎町営温泉管理条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---